

# 宮城県公報

発行 県  
宮城県(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火, 金曜日発行)

「の規則は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年宮城県規則第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「幼稚園教員領及び保成十一年十月一十九日付け児発第七百九十九号厚生省児童家庭局長通知「保育所保育指針について」に定める保育所保育指針（以下「保育所保育指針」といふ。）」を削り、同条第三号中「の教育及び保育の目標」を「前号に掲げる目標」に改め、同条第六号口中「保育所保育指針」の下に「（児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十二号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項に関して厚生労働大臣が定めるものをいふ。」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第二十五号

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立都市公園条例施行規則（昭和三十四年宮城県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「知事」の下に「又は指定管理者」を加える。

様式第一号中「宮城県知事」を「宮城県知事（指定管理者）」、「」

宮城県 知事	付
-----------	---

を

「  
（指定管理者）  
受付」に改める。

「  
（宮城県  
知事）  
付」に改める。

「  
（宮城県  
知事）  
付」に改める。

宮城県  
受付

「  
（宮城県  
知事）  
付」に改める。

「  
（宮城県  
知事）  
付」に改める。

「  
（宮城県  
知事）  
付」に改める。

に

宮城県  
受付

に

「  
（宮城県  
知事）  
付」に改める。

「  
（宮城県  
知事）  
付」に改める。

「  
（宮城県  
知事）  
付」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第二百四十一号

平成二十一年九月一日から本吉郡本吉町を廃し、その区域を気仙沼市に編入することに伴つ地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による本吉郡及び気仙沼市の人口は、次のとおりである。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

本吉郡 一八、六四五人

気仙沼市 七八、〇一一人

○宮城県告示第二百四十二号  
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の成果を

宮城県公報		認証した。	
		平成二十一年三月二十四日	
		宮城県知事	村井嘉浩
		宮城県知事	村井嘉浩
		特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ほつぶ
		一 代表者の氏名	白木 福次郎
		二 主たる事務所の所在地	仙台市青葉区本町三丁目五-二十二
		三 定款に記載された目的	この法人は、宮城県内に在住する知的・高次脳機能・精神障害のある人びとが一般就労に向かって様々なトレーニングを行う機会と場を提供することを目的とし、受入企業における受入体制の整備、受け入れることによるCSR、コンプライアンス、企業の新たな発展の可能性を啓発、説得することもミッションとして取り組む。
		四 調査を行った地域	石巻市水明北一丁目、同水明北二丁目、同水明北三丁目、同大橋一丁目の一部、同石巻字袋谷地北、同字袋谷地六番、同字袋谷地七番、同字袋谷地八番
		五 認証年月日	平成二十一年三月十八日
○宮城県告示第二百四十四号		○宮城県告示第一二〇四四号	
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。		国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。	
平成二十一年三月二十四日		平成二十一年三月二十四日	
宮城県知事 村井嘉浩		宮城県知事 村井嘉浩	
一 調査を行つた者の名称		一 調査を行つた者	
気仙沼市		宮城県知事 村井嘉浩	
二 調査を行つた時期		二 調査を行つた時期	
平成十九年度から平成二十年度まで		平成二十一年三月二十四日	
三 成果の名称		三 道路の区域	
気仙沼市西中才の一部、同大岩井山の一部		一 道路の種類 県道	
五 認証年月日		二 路線名 塩釜吉岡線	
平成二十一年三月十八日		三 道路の区域	
○宮城県告示第二百四十五号		宮城県知事 村井嘉浩	
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動			

法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

変更の区间				
後	前	前 変 更 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一四・〇	三九・四	一一〇・六 三一・八	一八七・〇	一八七・〇

塩竈市泉沢町七三番一地先から  
同市泉沢町六五番五地先まで

○宮城県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類	県道
二 路線名	石巻鹿島台大衡線
三 道路の区域	

変更の区間		前 後	変更の区間	前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東松島市大塩字五台五番一地先から	二七・九	六・九	同市大塩字餅田五番一地先まで	一、四八五・〇	一〇・〇	三八・四

○宮城県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 道路の種類	県道
二 路線名	百八号
三 道路の区域	

変更の区間		前 後	前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
A	前	前	前	六・九	二七・九
六・〇 六・八 ・〇	六・〇 六・八 ・〇	八〇五七・〇	八〇五七・〇	一〇・〇	三八・四
B 面に表示する	上記A及び Bは、関係図	備 考			

先まで

後

一一〇・〇  
一一〇五・〇  
八三二八・〇敷地の区分を  
いう。

○宮城県告示第一百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

県道	種道路類の路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
大衡線	塩釜吉岡線	同市泉沢町六五番五地先から	平成二十一年三月二十四日

○宮城県告示第一百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

県道	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
石巻鹿島台	東松島市大塩字五台五番四地先から	平成二十一年三月二十四日	平成二十一年三月二十四日

○宮城県告示第一百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年三月二十四日



県告示第九十一号、平成七年宮城県告示第七百三十六号、平成八年宮城県告示第三百八十一号、  
平成九年宮城県告示第五百六号、平成十年宮城県告示第九百五号、平成十年宮城県告示第九百六  
号、平成十一年宮城県告示第三百一十七号、平成十三年宮城県告示第三百五十七号の事業地に、  
仙台市青葉区みやぎ台三丁目を加える。

## 2 使用の部分

変更なし

## ○宮城県告示第二百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画  
の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 施行者の名称  
大崎市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
1 種類  
古川都市計画下水道事業
- 2 名称  
大崎市公共下水道

## 三 事業施行期間

「昭和四十七年三月三十日から平成二十一年三月三十一日まで」を「昭和四十七年三月三十日か  
ら平成二十五年三月三十一日まで」に変更する。

## 四 事業地

- 1 収用の部分  
変更なし
- 2 使用の部分  
変更なし

○宮城県告示第二百五十八号  
建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定  
める。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（昭和六十一年宮城県告示第三百一  
四十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「指名競争入札」を「競争入札」に改める。

第一条中「第百四条」を「第九十五条第一項、第一百四条第一項」に改め、「指名競争入札」を「一  
般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）」に改める。

## ○宮城県告示第二百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画  
の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

第一項中「指名競争入札」を「競争入札」に改める。  
第三条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札參加  
資格承認申請書」に、「建設関連業務指名競争入札參加資格業種（部門）追加承認申請書」を「建設  
関連業務競争入札參加資格業種（部門）追加承認申請書」に改める。  
第四条第二項中「指名競争入札」を「競争入札」に改める。

## 県 城 四 報

第五条中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認通知書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認書」に、「建設関連業務指名競争入札参加資格承認者名簿」を「建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿」に、「建設関連業務指名競争入札参加資格不承認書」を「建設関連業務競争入札参加資格不承認書」に改め。

第六条第一項の「参」を「一〇」に改め。

第七条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加承認書」又は「建設関連業務指名競争入札参加資格承認書」を「建設関連業務競争入札参加資格不承認書」に改め。

承認書」を「建設関連業務競争入札参加資格不承認書」に改め。

第八条中「建設関連業務指名競争入札参加資格に係る競争入札」を「建設関連業務競争入札参加資格に係る変更届」に改め。

第九条中「建設関連業務指名競争入札参加資格喪失届」を「建設関連業務競争入札参加資格喪失届」に改め。

第十条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第十一条第三項中「建設関連業務指名競争入札参加資格再評価承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格再評価承認申請書」に改め。

第十二条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格取消通知書」を「建設関連業務競争入札参加資格取消通知書」に改め、同条第四項中「指名競争入札」を「競争入札」に改め。

第十三条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認者名簿」を「建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿」に改め。

第十四条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第十五条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格喪失届」を「建設関連業務指名競争入札参加資格喪失届」に改め。

第十六条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格再評価承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格再評価承認申請書」に改め。

第十七条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認者名簿」を「建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿」に改め。

第十八条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第十九条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格喪失届」を「建設関連業務指名競争入札参加資格喪失届」に改め。

第二十条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格再評価承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格再評価承認申請書」に改め。

第二十一条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認者名簿」を「建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿」に改め。

第二十二条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第二十三条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第二十四条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第二十五条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第二十六条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第二十七条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第二十八条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第二十九条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第三十条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第三十一条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第三十二条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第三十三条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

第三十四条第一項中「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」に改め。

様式第十一「建設関連業務指名競争入札参加資格再評価承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格再評価承認申請書」と「建設関連業務競争入札参加資格等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」に改め。

様式第十一「建設関連業務指名競争入札参加資格取消通知書」を「建設関連業務競争入札参加資格取消通知書」と「建設関連業務指名競争入札参加資格等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」に改め。

様式第十一「建設関連業務指名競争入札参加資格承認申請書」を「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」と「建設関連業務指名競争入札参加資格等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」に改め。

（施行期日）

1 1Jの公示せ、平成二十一年四月一日から施行す。ただし、第六条第一項の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行す。

2 1Jの公示の施行の際現に改正前の建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程第一〇条の規定により参加資格の承認を受けた者は、改正後の建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に係る規程第一〇条の規定により参加資格の承認を受けた者とみなす。

3 改正後の建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程第六条第一項の規定は、平成二十一年四月一日以後に参加資格の承認を受けた者とみなす者に係る総合評議会の算定について適用し、回付前に参加資格の承認を受けた者とみなす者に係る総合評議会の算定についてせ、なお従前の例によれ。

（建設関連業務競争入札に係る入札参加資格承認申請書）

4 建設関連業務競争入札に係る入札参加資格承認申請書（平成十四年四月四日第1470号）の一報

を次のよに改正する。

第一条中「建設関連業務に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程」を「建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程」に改める。

○富城県告示第二百五十九号

富城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一項を改正する旨を次のものに改めると。

平成二十一年三月一十四日

富城県知事 村井嘉浩

富城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一項を改正する旨

富城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一項を改正する旨を改めると。

第五条の二第一項の表第五条の二第一項第一項に掲げる事項の項中

基準日の属する年の直前の五年間の工事成績調査の総合点の平均点が六十点以上七十点未満の場合	零点
基準日の属する年の直前の五年間の工事成績調査の総合点の平均点が六十点以上六十五点未満の場合	マイナス十点

に改め、同表第五

条の二第一項第一項に掲げる事項の項中「五点」を「十点」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

○富城県告示第二百六十号

平成八年富城県告示第四百十一号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月一十四日

富城県知事 村井嘉浩

様式第一号の第六条の見出しを「(下請負の制限等)」に改め、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

乙は、工事の一部を第47条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認められる者に委任し、又は請け負わせてはならない。

様式第一号の第三十五条第七項並びに第四十六条第一項及び第二項中「3.7パーセント」を「3.6パーセント」に改める。

様式第一号の第四十七条の二第三項中「前条第2項及び第3項」を「前条第2項及び第3項の規定」と改める。

○富城県告示第一五四十九号

富城県告示に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一項を改正する旨を次のものに改めると。

平成二十一年三月一十四日

富城県知事 村井嘉浩

富城県告示に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一項を改正する旨を改めると。

平成二十一年三月一十四日

富城県仙台地方振興事務所

所長齋藤俊夫

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事況(年月日)
大和町	砂金沢	元気な地域づくり整備交付金 (農業生産の基盤の整備)	平成二十一年一月十一日

公 司

○政府調達に関する規定の適用を取扱い調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年三月一十四日

富城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 富城県電子県庁共通基盤システムに係るアプライケーション保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一號

三 落札者を決定した日 平成二十一年三月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 e-miyagi 共通基盤システムサポート企業運営 仙台市青葉区一番町一丁目三番一十一号

五 落札金額 四千八百三十万円（消費税及び地方消費税の額を含む）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行つた日 平成二十一年一月二十日



教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

委員長 大村虔一

○宮城県教育委員会規則第五号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十九号を次のように改める。

十九 訴訟に関すること。

第二条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同号を第八号とする。

七 前条第一項第十九号に掲げる事務のうち、訴えの提起及びその取下げ並びに和解を行うこと以外の事務に関すること。

第一条第一項中第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 教育庁の職員、学校等の教職員及び県費負担教職員の地方公務員法(昭和二十五年法律第一二百六十一号)第二十八条第二項に規定する休職に関すること。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

第一十八条第二項中「必要に応じて」の下に「主幹教諭」を加える。

項を次のように改める。

2 前条の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を置かないことができる。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会  
委員長 大村虔一

○宮城県教育委員会規則第六号

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の任免等の内申に関する規則(昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

附 則

様式第一号、様式第三号及び様式第四号中、「教(三)」を「教(二)」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を以下に公布する。

平成二十一年三月二十四日

#### ○宮城県教育委員会規則第七号

##### 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員免許法（昭和二十四年法律百四十七号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき、宮城県教育委員会の所管に係る教育職員の免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習（法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の課程を修了したことについての確認（以下「更新講習修了確認」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (免許状更新講習を受講できる者)

第二条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、宮城県内の公立学校の教育職員（法第一条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）として任命された者のうち、宮城県内の教育委員会の職員となつているものであつて、次の各号に掲げる者とする。

##### 一 教育長又は教育次長の職にある者

##### 二 教育委員会の事務局に置かれる部課（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者

三 教育機関（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者

##### 四 管理主事、指導主事又は社会教育主事の職にある者

五 前各号に掲げる者のほか、準じて取り扱う必要がある者として宮城県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める者

更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 宮城県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き

国、宮城県、宮城県内の市町村、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第一条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三二号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員となつているものであつて、第一項各号に掲げる者に準じて取り扱う必要がある者として県教育長が別に定める者

一 教育職員として任命又は雇用されたことのある者のうち、宮城県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事である者  
二 前二号に掲げる者のほか、準じて取り扱う必要がある者として県教育長が別に定める者  
(更新講習修了確認を受ける義務を課す者)

第三条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正省令」という。）附則第二条第一号の免許管理者が定める者は、前条第一項に規定する者とする。

2 改正省令附則第三条第三号の免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 宮城県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き

宮城県、宮城県内の市町村又は国立大学法人の職員となつているものであつて、前項に規定する者に準じて取り扱う必要がある者として県教育長が別に定める者

一 前条第一項第一号及び同第三号に掲げる者

二 前二号に掲げる者のほか、準じて取り扱う必要がある者として県教育長が別に定める者  
(免許状更新講習を受ける必要がない者)

第四条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第一一十六号。以下「施行規則」という。）第六十一条の四第一号及び改正省令附則第十条第一項第一号の免許管理者が定める者は、前条第一項に規定する者とする。

2 施行規則第六十一条の四第四号の免許管理者が定める者は、第一条第一項に掲げる者とする。

3 改正省令附則第十条第一項第四号の免許管理者が定める者は、前条第一項に掲げる者とする。

(優秀教員表彰)

第五条 施行規則第六十一条の四第五号及び改正省令附則第十条第一項第五号の免許管理者が指定する表彰は、次の各号に掲げるものであつて、免許状の有効期間の満了の日又は教育職員免許法及び

教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第一项第三項各号に規定する修了確認期限までの十年間に行われたものとする。

一 文部科学大臣による表彰

二 公立学校等職員表彰（平成十五年十月七日付け教第三百三十四号教育長通知）

## 三 宮城県教育功績者表彰規則（昭和五十六年宮城県教育委員会規則第十七号）第三条第一号に規定する表彰

## 四 仙台市教育委員会表彰規則（昭和四八年仙台市教育委員会規則第十一号）第四条に規定する表彰

## （有効期間の更新の申請）

第六条 法第九条の二第一項に規定する申請書は、有効期間更新申請書（第一号様式）とする。

2 法第九条の二第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 免許状の写し又は免許状授与証明書、前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書（施行規則第六十一条の十に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新に関する証明書をいう。以下同じ。）又は有効期間延長証明書（施行規則第六十一条の十に規定する普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長に関する証明書をいう。以下同じ。）

二 法第七条第四項に規定する免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書

三 戸籍抄本

3 第一項の規定にかかわらず、施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者が申請する場合における法第九条の二第一項の申請書は、免許状更新講習免除による有効期間更新申請書（第二号様式）とする。

4 前項の場合における法第九条の二第一項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 免許状の写し又は免許状授与証明書、前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書

二 戸籍抄本

三 前条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰を証する書類

（有効期間の延長の申請）

第七条 施行規則第六十一条の九第二項に規定する申請書は、有効期間延長申請書（第三号様式）とする。

2 施行規則第六十一条の九第二項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 免許状の写し又は免許状授与証明書、前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書

二 戸籍抄本

三 施行規則第六十一条の五各号に掲げる事由に該当することを証する書類

## （旧免許状所持現職教員の申請）

第八条 改正省令附則第九条第二項に規定する申請書は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

一 改正省令附則第九条第一項第一号の規定による申請 更新講習修了確認申請書（第四号様式）

二 改正省令附則第九条第一項第一号の規定による申請 改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書（第五号様式）

三 改正省令附則第九条第一項第三号の規定による申請 修了確認期限延期申請書（第六号様式）

四 改正省令附則第九条第一項第四号の規定による申請 免許状更新講習免除認定申請書（第七号様式）

2 改正省令附則第九条第一項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 免許状の写し又は免許状授与証明書、改正省令附則第十五条に規定する更新講習修了確認に関する証明書、改正省令附則第十五条に規定する改正法附則第一条第三項第三号の確認に関する証明書、改正省令附則第十五条に規定する改正法附則第一条第四項に規定する修了確認期限の延期に関する証明書又は改正省令附則第十五条に規定する改正法附則第一条第五項括弧書に規定する認定に関する証明書

3 第一項の規定にかかわらず、施行規則第六十一条の四各号のいずれかに該当する者が申請する場合における法第九条の二第一項の申請書は、免許状更新講習免除による有効期間更新申請書（第二号様式）とする。

4 前項の場合における法第九条の二第一項の免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 免許状の写し又は免許状授与証明書、前回の有効期間の更新の際に発行された有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書

二 戸籍抄本

三 法第七条第四項に規定する免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書（前項第一号又は第一号の申請の場合に限る。）

四 改正省令附則第七条第一項各号に掲げる事由に該当することを証する書類（前項第三号の申請の場合に限る。）

五 第五条に規定する表彰を受けた者にあつては、その表彰を証する書類（前項第四号の申請の場合に限る。）

（証明）

第九条 第六条第三項及び第七条第一項に規定する申請書には、その申請をする者の勤務する又は勤務する予定の所轄庁又は所轄長の当該申請に係る事由に該当することの証明を受けなければならない。

2 第八条第一項第三号及び第四号に掲げる申請書には、その申請をする者の勤務する所轄庁又は所轄長の当該申請に係る事由に該当することの証明を受けなければならない。

第十条 第六条から第八条に規定する申請をする者は、その申請書に宮城県手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）に定める金額に相当する宮城県の収入証紙を貼付しなければならない。

(添付)

様式十一 様式十一の規定に従ふる所のほか、必要な事項を、県教育委員会が定める。

## 有効期間更新申請書

收 印	入 紙
--------	--------

宮城県教育委員会 殿

本  
住  
ふ  
り  
姓  
名  
地  
所  
(氏  
生  
運  
勤務  
職  
先  
校  
・機  
関  
名  
印  
記

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第1項の規定により、下記のとおり免許状の有効期間の更新を申請します。

## 1 更新を申請する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

## 2 修了し又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもとの変化、教育政策の動向及び学校内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄教・養・栄

備考  
 1 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とする。  
 2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。  
 3 対象免許状欄は、「教諭(幼稚園・小学校・中学校・高等学校又は特別支援学級の教諭)免許状」に対応する講習の場合は「教」を、義務教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲むこと。)

## 第2号様式(第6条関係)

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

收	入
証	紙

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本住  
ふりがな  
地所名  
姓  
年  
月  
連務(予定)校・機関職

印

本住  
ふりがな  
地所名  
姓  
年  
月  
連務(予定)校・機関職

印

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第1項の規定により、下記のとおり免許状更新講習の受講による有効期間の更新を申請します。

記

## 1 更新を申請する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

教育職員免許法(昭和24年法律第247号)第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の9の規定により、下記のとおり、免許状の有効期間の延長を申請します。

記

## 1 延長を申請する免許状

種類	番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

## 2 免許状更新講習の受講の免除事由

2 延長前の有効期間： 年 月 日

3 延長を申請する有効期間： 年 月 日

4 延長事由： ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

【証明者記入欄】  
 上記の者は、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の4に規定する者に該当することを証明する。  
 備考 1 「勤務(予定)校・機関」及び「職名」欄は、記入できない場合は空欄とすること。  
 備考 2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

【証明者記入欄】  
 上記の者は、教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

備考 上記2の免除事由に該当することの証明のために記入すること。

印

備考 上記4の延長事由に該当することの証明のために記入すること。

印

## 第3号様式(第7条関係)

有効期間延長申請書

收	入
証	紙

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

第4号様式(第8条関係)

第5号様式(第8条関係)

記	年	月	日	印	收 入 紙 証
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書	宮城県教育委員会 殿				
本 住 ふ り が な 籍 地 所 (氏 生 運 動 職 務 校 ・ 機 器 名 日 先 開 名	年 組 月 年				
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記のとおり、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請します。	記				

備考  
1 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。  
2 「教員免許状」欄は、教諭(幼稚園・小学校・中学校・高等学校又は特別支援学校)を「教」、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「采」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲むこと。)

備考欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。

第6号様式(第8条関係)

修了確認期限延期申請書

收  
入  
紙  
證

第7号様式(第8条関係)

### 免許状更新講習免除申請書

收人 証紙

宮城県教育委員会 殿

地所名曰先賢名籍年月日がな務校機・機縦絡年月日記

四

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記のとおり、修了確認期限の延期を申請します。

四三

# 火曜日 宮城県公

**備考** 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付する

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条第1項に規定する事由に該当することを証明する。

**備考** 上記4の延期事由に該当することの証明のために記入すること。

第2044号 平成21年3月24日

〔証明者記入欄〕  
上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明する。

## 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

委員長 大村虔一

○宮城県教育委員会規則第八号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「大学」を「学校」に改める。

第五条中「第二項若しくは第五項」を「第三項若しくは第六項」に改める。

第十条中「第十二条」を「第十四条」に改める。

第十一条中「第八項」を「第十項」に改める。

第十二条中「第二十九項」を「第三十四項」に改める。

第十五条中「免許法別表第一若しくは別表第一」を「免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二

」に、「第六十四条第一項」を「第六十五条の二」に、同条第八号中「単位修得証明書」を「単位修得証明書及び免許状更新講習（修了）（履修）証明書」に、同条第九号中「実務成績証明書」を「実務に関する証明書」に、「第十条の表備考第二号」を「第十条の表備考第一号」に改める。

第十五条の二中「前条第一号から第四号までに掲げる書類」を「前条第一号から第四号まで及び第八号に掲げる書類」に改める。

第十六条第六号中「身体検査書」を「身体に関する証明書」に、同条第九号中「実務成績証明書」を「実務に関する証明書」に、同条第十号中「人物証明書」を「人物に関する証明書」に改める。

第十七条第八号中「身体検査書」を「身体に関する証明書」に、同条第十号中「実務成績証明書」を「実務に関する証明書」に、同条第十一号「人物証明書」を「人物に関する証明書」に改める。

第十七条の二第六号中「身体検査書」を「身体に関する証明書」に、同条第八号中「人物証明書」を「人物に関する証明書」に改める。

第十八条第六号中「身体検査書」を「身体に関する証明書」に、「実務成績証明書」を「実務に関する証明書」に、「人物証明書」を「人物に関する証明書」に改める。

第二十一条第三号中「身体検査書」を「身体に関する証明書」に改める。

様式第7号(表)

## 実務に関する証明書

樣式第10號

## 身体に関する証明書

身体に関する証明書

本  
住  
氏  
籍  
所  
名

年　月　日 生

身 長	体 重				
	右	左	右	左	右
聴 力		視 力		矯 正 視 力	
疾 病 異 常		右		左	
そ の 特 記 す べ き 項					

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所

医  
旨

四  
四

四

最近五か年の実務欄

内には、特別支援学校の場合は幼稚園、小中等教育学校の場合は前期課程又は後期課程の別を、中等教育学校の場合は前期課程又は後期課程の別に応じて前又は後を記入する。

様式第11号

## 人物に関する証明書

勤務校	職名	氏名	年月日生
-----	----	----	------

## 観察事項(該当欄に○を付)

1	2	3	4	5
ややもすれば責任を回避しがちである	責任ははたすが不十分である	責任をはたす	責任を十分にはたす	責任を積極的にしかも完全にはたす
協力して仕事をしない	協力して仕事を範囲をせまい	協力して仕事をする	多くの人と協力して仕事をする	すべての人と積極的に協力をすることを
計画性が少ない	着眼はないが計画性がやや少ない	計画性がある	計画性があり、着眼も良好である	すぐれた計画性もよく計画は周到である
信頼度	誠実さにやや欠けるところがあり信頼がうすい	誠実で信頼される	誠実で人々から信頼がある	誠実で多くの人々から全面的に信頼される
判断力	ややもすれば誤りに欠けているが、いかにも誠実さに欠けており正しく判断力がない	中正な判断をする	中正で適確な判断をする	あらゆる場合に中正で適確な判断をする
言動	言動に慎重であるが、やや明るい	言語、動作とも普通である	言語は明快で動作に節度がある	言動に非常に明快で動作に節度があり品位も失わない
所見	この人の特性・能力・態度等で特記したもの			

上記のとおり証明します。

所見 年月日 所属長 印

附則  
平成11年4月1日施行。

山城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成11年4月1日施行。

○山城県教育委員会規則第九号  
山城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

山城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則(昭和36年山城県教育委員会規則第1号)の一部を次のものに改める。

平成11年4月1日施行。

山城県教育委員会

教給料(三)を

教給料(二)を

教給料(一)を

別表(やの一)教育職給料表(一)の項を削り、同表中規則第一項の一部を次のものに改める。

2級の49号俸以上	3級の5号俸から20号俸まで2級の61号俸以上
2級の37号俸から48号俸まで	3級の4号俸以下2級の45号俸から60号俸まで

特2級の21号俸以上2級の49号俸以上	3級の5号俸から20号俸まで2級の21号俸以上2級の61号俸以上
特2級の20号俸以下2級の37号俸から48号俸まで	3級の4号俸以下2級の20号俸以下2級の45号俸から60号俸まで

に改める。

別表(やの二)教育職給料表(二)の項を削り、同表中

教給料(三)を

教給料(二)を

教給料(一)を

職表  
教給  
教育料(二)

職表  
教給  
教育料(一)

務

別表第一第一号の表第一号⑨中「告示第五十一号第一号に規定する」を「教育職員免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 小林伸一

2級	2級
----	----

を

特2級	特2級
2級	2級

上改める。

## 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 小林伸一

## 別表中

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の表第二号⑤中「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第一項

第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示平成二十年文部科学省告示第五十一号。

以下「告示第五十一号」という。第一号に規定する」を「教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）第九条の三第一項に規定する免許状更新」に改める。

別表第一第四号の表第五号①中「昭和二十四年法律第百四十七号」を削り、「第五条」の下に「、第十六条の二から第十六条の四まで、第十七条及び第十八条」を加える。

別表第一第四号の表第五号②を4とし、1の次に次のように加える。

2 教育職員免許法第九条の二に基づく免許状の有効期間の更新及び延長に関する事務

3 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）附則第一条に基づく更新講習修了確認及び修了確認期限の延期等に関する事

課長

宮城県立視覚支援学校  
宮城県立聴覚支援学校  
宮城県立光明支援学校  
宮城県立拓桃支援学校  
宮城県立西多賀支援学校  
宮城県立石巻支援学校  
宮城県立角田養護学校  
宮城県立金成養護学校  
宮城県立古川養護学校  
宮城県立船岡養護学校  
宮城県立山元養護学校  
宮城県立利府養護学校  
宮城県立養護学校岩沼高等学園  
宮城県立養護学校小牛田高等学園  
富視支  
富聽支  
富光支  
富石支  
富西支  
富拓支  
富氣支

養小学  
養養  
養養

を

課長

宮城県立鷹取支援学校  
宮城県立角田支援学校  
宮城県立迎支援学校  
宮城県立金成支援学校  
宮城県立古川支援学校  
宮城県立船岡支援学校  
宮城県立利府支援学校  
宮城県立支援学校若沼高等学園  
宮城県立支援学校小牛田高等学園

名支  
角支  
迫支  
金支  
古支  
船支  
利支  
支和  
支小学」

## 附 則

「Jの届令せ」平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令由第四号

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改定する旨を次のとおりとする。  
平成二十一年三月二十四日

宮城県教育委員会

教育局 小林伸一

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改定する旨を

第一条中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改め、「式ト「保健法」ハコヘ」を除く。  
第十七条中「宮城県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第十九条第一項第四号中「损坏する前」を「损坏する前」に改め、同項第六号中「损坏の前」を  
「認める前」に改め、同条第一項本文中「五人以上」を罷つて、同項第二項中「健診管理図」のトド  
「(選任されたところの所属店に限る)」を剥ぐ、同項第四号中「损坏する前」を「损坏する前」に改め  
る。

「Jの届令せ」平成二十一年四月一日から施行する。

## 六 改正

○宮城県公安委員会規則第4号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月24日

宮城県公安委員会委員長 藤崎 三郎助

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

(宮城県道路交通規則の一部改正)

第1条 宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第41条」を「第41条の2」に改める。

第11条 第一項中「別表」を「別表第2」に改める。

第44条中「法第71条第1項第6号」を「法第71条第6号」に改める。

第37条の次に次の1条を加える。

(運転免許取得者教育機関の認定申請等の手続)

セント」を「別表」の別段区分に記した結果を健康診断を受けた職員及び所属長におし通知す  
る「Jの届け出」に改める。同表第一項中「駆けたゞませ」、所属長及び健康診断を受けた職員におこし、並  
びに該健康診断の結果を通知する「Jの届け出」を「駆けたゞませに必要と認めらる場合せ」、所属長及び健康診断  
を受けた職員におこしに改める。

第四十一条中「必職上従つて健康管理医の通議の上」を「別表」の健康管理指導区分に記す「講  
わるやうに改める」を「講じたたればなひなこ」に改める。

別表を別表二にし、並びに次に次の1表を記入する。

別表一 判定区分

異常を認めず	異常が認められないものをいう
要観察	定期的に医師による観察指導が必要なものを行う
要再検査	早期に再検査が必要なものを行う
要医療	医師による医療行為が必要なものを行う

第37条の2 法第108条の32の2第1項の認定を受けようとする者が運転免許取得者教育の認定に  
関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第5条第1項に  
規定する事項を記載した申請書及び同条第2項に規定する添付書類の提出並びに認定規則第7条  
第1項の規定による届出を公安委員会に行う場合は、運転免許課長を経由して行わなければなら  
ない。

第9章中第41条の次に次の1条を加える。

（認知機能検査に従事する者）

第41条の2 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に対して行う介護保険法（平成9  
年法律第123号）第8条第16項に規定する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査（以下  
「認知機能検査」という。）に従事する者は、年齢が25歳以上で、公安委員会が行う認知機能檢  
査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を修了した者とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

番号	路線名	区間
1	東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成芳馬合手柄地内岩手県境まで
2	東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで
3	一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで
4	一般国道4号	仙台市若林区土樋104番6先から仙台市青葉区本町三丁目9番2号先まで
5	一般国道4号	仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市青葉区土樋一丁目114番2先まで
6	一般国道4号	名取市植松字入生341番1先から仙台市太白区八木松一丁目27番17先まで
7	一般国道4号	栗原市築館字沢尻72番1先から栗原市築館源光101番7先まで
8	一般国道6号	亘理郡山元町坂元字大森地内福島県境から岩沼市藤波二丁目7番1先まで
9	一般国道6号（仙台東部道路）	亘理郡亘理町逢隈牛袋字北新19番先から仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
10	一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2号先から氣仙沼市字松川149番先まで

11	一般国道45号（三陸縦貫自動車道）	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで
12	一般国道45号（三陸縦貫自動車道）	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先から登米市中田町浅水字新十三号38番1先まで
13	一般国道47号	大崎市吉川字本鹿島266番1先から大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで
14	一般国道47号（仙台北部道路）	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から宮城郡利府町沢乙字瞬沢35番85先まで
15	一般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1先（南向側）から大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
16	一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から仙台市太白区山田字清太原地内先まで
17	一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
18	一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人来田東地内先から仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
19	一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで
20	主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
21	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から宮城郡利府町中央三丁目13番1先から宮城郡利府町中央三丁目116番1先まで
22	主要地方道塩釜金吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字涉戸東95番3先まで
23	主要地方道仙台松島線	宮城郡利府町神谷沢字館ノ内2番2先から宮城郡利府町神谷沢字館ノ内2番1先から宮城郡大和町根廻字前田15番1先まで
24	主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
25	主要地方道塩釜亘理線	多賀城市町前三丁目5番1先から多賀城市町前三丁目156番地先まで
26	主要地方道塩釜亘理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から仙台市若林区藤家字中道下地内先まで
27	主要地方道塩釜亘理線	名取市鏡上一丁目無番地先から岩沼市下野郷字新田1番2先まで
28	主要地方道塩釜亘理線	亘理郡亘理町荒浜字篠子橋6番1先から亘理郡亘理町荒浜字旧館61番21先まで
29	主要地方道塩釜港線	塙巣市港町二丁目75番地先から塙巣市港町二丁目127番地先まで
30	主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から名取市植松字新橋105番1先まで

## 認可区域図

31 主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番1先まで
32 主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塩竈市港町一丁目75番地先まで
33 主要地方道仙台南伊ンター線	仙台市若林区今泉字二木西25番1先から 仙台市太白区茂庭字人来田中57番先まで
34 主要地方道仙台南インター線	仙台市太白区富田字八幡西147番先から 仙台市太白区山田字清太原12番先まで
35 主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩竈市芦岡町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195番先まで
36 主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市榮四丁目13番3先まで
37 一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
38 一般県道亘理インター線	亘理郡亘理町逢隈中泉字大原236番地先から 亘理郡亘理町蓬隈牛袋字北新丁20番2先まで
39 一般県道岩沼海浜線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市未広二丁目340番4先まで
40 一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町菅谷台四丁目41番6先から 宮城郡利府町神谷沢字化粧坂66番1先まで
41 市道土崎藤塚線(その1)	仙台市若林区土崎104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
42 市道原町広岡線(その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
43 市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23番先まで
44 市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
45 市道元寺小路福室線(その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
46 市道元寺小路福室線(その4)	仙台市宮城野区扇町三丁目5番1先から 仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
47 市道鶴ケ谷仙台港線(その3)	仙台市宮城野区福室字県道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
48 市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
49 市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
50 市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁の目東町5番先(南東角)まで

## (宮城県道路交通規則の一部改正)

## 第2条 宮城県道路交通規則の一部を次のように改正する。

第34条第1項第1号中「70歳以上の者」の次に「更新期間が満了する日における年齢が75歳以上上の者には、法第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査を受け、認知機能が低下しているおそれがないと認められたものに限る。以下第3号において同じ。」を加え、同項第2号中「特定任意高齢者講習(簡易)」を「もの(以下「簡易講習」という。)」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げる講習以外のもので、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者が、

次に掲げる区分に応じ、更新申請日前6月以内に任意に受講できるもの(以下「シニア運転者講習」という。)

- ア 更新期間が満了する日における年齢が75歳未満の者
- イ 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者

第4条第2項の表中「及び特定任意高齢者講習(簡易及び通常)」を「簡易講習及びシニア運転者講習」に、「特定任意高齢者講習(簡易)」を「簡易講習」に、「特定任意高齢者講習(通常)」

「シニア運転者講習」に改める。

第41条の2を次のように改める。

( 認知機能検査に従事する者 )

第41条の2 法第97条の2 第1項第3号イに規定する認知機能検査に従事する者は、年齢が25歳以上で、公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を修了した者とする。

#### 附 則

この規則中第1条の規定は平成21年4月1日から、第2条の規定は平成21年6月1日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第53号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ並びに第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成21年3月24日

宮城県公安委員会委員長 藤崎 三郎助

#### 1 資格審査の種類、期日及び場所

資 格 審 査 の 種 類	資 格 審 査 の 期 日	資 格 審 査 の 場 所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成21年5月7日から 平成21年7月31日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに普通自動車第二種免許及び大型、中型自動車第二種免許による技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成20、21年度安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者		
自動車安全運転センター中央研修所を修除了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

#### 2 資格審査申請手続

##### (1) 受付期間

平成21年3月24日(火)から平成21年4月24日(金)までの午前8時30分から午後5時15分ま

で(土曜、日曜及び祝日を除く。)

##### (2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

##### (3) 資格審査申請用紙の配布

##### ア 配布期間

平成21年3月24日(火)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

##### イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

##### 3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601(内線21、222)

#### 出 口

ペーパー	盛	け	山	ぬ	略
ペーパー	盛	け	山	ぬ	略
ペーパー	盛	け	山	ぬ	略